

府中市優秀工事の選定等に関する要綱

平成29年 3 月 27 日

要綱第30号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公共工事の品質の確保及び向上並びに工事の受注者の技術力の向上及び施工意欲の喚起を図るため、施工成績が特に優秀と認められる工事を優秀工事として選定し、当該工事の受注者を優秀工事施工者として表彰することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評定 府中市工事成績評定要綱（平成18年府中市要綱第10号）第5条の規定に基づき実施する評定をいう。
- (2) 評定点 評定により算出された点数をいう。

(優秀工事)

第3条 この要綱による優秀工事の選定の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、当該選定を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完了した工事のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 契約金額が500万円以上であること。
- (2) 評定点が90点以上であること。

(優秀工事施工者の決定等)

第4条 市長は、選定された優秀工事の受注者を優秀工事施工者として決定するとともに、当該優秀工事施工者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、優秀工事施工者としな

- (1) 対象年度の前年度の初日から前項の規定による通知が行われる日までの間において、府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた者
- (2) 対象年度及び対象年度の前年度に完了した工事において、60点未満の評定点がある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、優秀工事施工者とするのが不適当であると市長が認める者

(優秀工事施工者の公表)

第5条 市長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、優秀工事施工者の

名称、工事概要等を広報への掲載その他の市長が適当と認める方法により公表する。

（優遇措置）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による通知をした優秀工事施工者に対し、当該通知をした日から1年間に限り、経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。）における総合評定値に100点を加算することができる。

2 前項の規定により加算を受けた優秀工事施工者は、市が募集する競争入札又は見積合せによる公共工事に係る案件のうち、当該加算前の数値に基づき対象となるもの及び当該加算後の数値に基づき対象となるもののいずれにも申し込むことができる。

3 第1項に規定する優遇措置は、当該優遇措置を受ける優秀工事施工者が府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合には、当該指名停止措置を受けた日から適用しない。

（表彰の方法）

第7条 市長は、優秀工事施工者に対し、表彰状の贈呈をもって表彰を行う。

（公表等の取りやめ）

第8条 市長は、第4条第1項の規定による通知をした日から前項に規定する表彰を行う日までの間に、優秀工事施工者が府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合には、第5条の規定による公表及び第7条に規定する表彰を取りやめることができる。

（庶務）

第9条 表彰に関する庶務は、工事の検査事務を所管する課において処理する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に請負契約を締結した工事について適用する。

付 則（令和7年3月26日要綱第40号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の府中市優秀工事の選定等に関する要綱の規定は、令

和6年4月1日以後に完了した工事について適用する。